

よこはまメインカード規定

1. カードの利用

よこはまメインカード(以下、「メインカード」といいます)は、当金庫および提携金融機関のオンライン現金自動サービス機(現金自動預金支払機を含みます。以下「自動サービス機」といいます)を使用して普通預金(総合口座取引の普通預金も含みます。以下同じ)の預け入れ、払い戻しを行う場合のほか、窓口で預け入れ、払戻す場合並びに当金庫所定の自動サービス機を利用して振込および提携金融機関の自動サービス機を利用してカードローンの貸越を受ける場合(以下貸越を受けることを単に「払戻」といいます)および自動サービス機または当金庫本支店の窓口において貸越金の臨時返済をするときに利用することができます。

2. 普通預金の預け入れおよびカードローンの臨時返済

自動サービス機を使用して預け入れるときおよびカードローンの臨時返済をするときは、当該支払機にカード(普通預金の預け入れの場合はカードと通帳あるいはカードまたは通帳のみ)を挿入して紙幣挿入口から紙幣を入れてボタンにより操作してください。自動サービス機による預け入れまたはカードローンの臨時返済は、1円単位として、1回の金額はその自動サービス機の取扱い範囲内とします。

3. 普通預金およびカードローンの払戻

- (1) 自動サービス機を利用して預金およびカードローンの払戻しをするときは、自動サービス機にメインカード(普通預金の払戻しの場合はメインカードと通帳あるいは機種によりメインカードのみ)を挿入し、届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。この場合払戻し請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動サービス機による払戻しは、1千円単位とし、1回の金額はその自動サービス機の取扱い範囲内とします。
- (3) 提携金融機関の自動サービス機を利用して、普通預金およびカードローンの払戻しを行う場合は、払戻し金額と次条による手数料金額との合計額が払戻すことができる金額を超えているときは払戻すことはできません。

4. 提携金融機関支払機の利用手数料

- (1) 提携金融機関自動サービス機支払機を利用しての普通預金の払戻し、預入を行うときは、提携金融機関が手数料を定めているときは、提携金融機関に対して手数料を支払っていただきます。また、提携金融機関自動サービス機を利用してのカードローンの払戻しおよび臨時返済も同様とします。
- (2) カードローンの場合は、前項の手数料を、提携金融機関の請求に基づき自動サービス機利用日付をもって自動的に貸越を行いその貸越金をもって提携金融機関に支払います。

5. 自動サービス機による振込

- (1) 自動サービス機を使用して振込を行うときは、自動サービス機にメインカードと通帳またはメインカードのみを挿入し、届出の暗証・振込金額・受取人等をボタンにより操作してください。この場合、当金庫は振込依頼書および払戻請求書の提出を受けることなく振込金額を利用口座から自動的に引き落としのうえ振込いたします。なお、当金庫本支店以外へ振込を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (2) 自動サービス機による振込を利用されるときは、当金庫所定の手数料を払戻請求書なしで利用口座から自動的に引き落とします。
- (3) 第1項の操作において、自動サービス機の画面に振込金額・受取人・振込手数料等を表示しますので、内容をお確かめのうえ確認ボタンを操作してください。確認ボタンを操作されましたうえは、その内容に従って直ちに振込手続を行いますので、この振込の取消はいたしかねますから、あらかじめご了承ください。
- (4) 自動サービス機による振込は1円単位とし、1回の振込金額は当金庫が定めた範囲内とします。なお、振込金額と第2項の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは振込はできません。

6. カードローンの取引記録明細送付ならびに普通預金の取引記録の交付と通帳交付

- (1) メインカードによるお取引の都度、その内容を記載した取引明細票をお渡しいたします。
- (2) メインカードにより、お借入れまたはご返済いただいた金額の明細は、4ヵ月毎にお届けいたします。
- (3) メインカードによる普通預金取引の通帳への記入は、通帳を当金庫の自動サービス機で使用されたとき、または当金庫本支店の窓口で提出されたときに行います。なお、提携金融機関の自動サービス機による預け入れ金額と手数料金額または払戻し金額と手数料金額はそれぞれ個別に通帳に記入します。

7. 機械故障時などの取扱い

- (1) 停電、故障などにより自動サービス機による取扱いができないときは、窓口営業時間内にかぎり、当金庫が認めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でメインカードによりカードローンの払戻しまたは返済することができます。また、普通預金の払戻しまたは預入も同様とすることができます。ただし普通預金の預入の金額の制限はありません。
- (2) 前項による取扱いは、当金庫所定の用紙に氏名、金額を記入のうえメインカードとともに窓口で提出してください。

8. カードの紛失、届出事項の変更等

- (1) メインカードを失ったとき、または氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) メインカードを失った場合のメインカードの再発行は、当金庫所定の手続をしたのちに行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

9. 暗証番号等

- (1) 自動サービス機によりメインカードを確認し、自動サービス機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ払戻した場合にはメインカードまたは暗証に偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携金融機関は責任を負いません。
- (2) 窓口においてメインカードおよび暗証番号を確認のうえ、払戻した場合においても前項と同様とします。

10. 解約等

- (1) メインカードにおいては、カードローン部分のみを単独で解約することができますが、普通預金は単独での解約はできません。また、普通預金のカード利用だけの解約もできません。
- (2) カードローンおよび普通預金口座またはカード利用の解約の場合は、直ちにメインカードを当店に返却してください。
- (3) メインカードの改ざん、不正使用など当金庫がメインカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をお断わりすることがあります。この場合、当金庫から請求がありしだい、直ちにメインカードを当店に返却してください。

11. 譲渡、質入れ等の禁止

メインカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

12. カード発行手数料

メインカードの再発行にあたっては当金庫の定める再発行手数料をお支払いいただきます。

13. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、メインカード契約規定の各条項および普通預金規定、総合口座取引規定により取扱います。

14. 規定等の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
2023.5